

議案第23号 大津市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

議案第23号について、ご説明させていただきます。

「大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
関する条例」の一部改正について、でございます。

まず、本件条例改正の経過としまして、令和5年6月9日に、「行政手
続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)」が公布され、「行政
手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律」、以降「法」と言いますが、この法の別表第二が廃止されることとな
りました。

それに伴い、「大津市行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人
情報の提供に関する条例」第3条第3項において、法の別表第二の文
言を引用していることから、これを反映させるものが主な改正です。

改正内容の詳細としましては、法別表第二が廃止され、それに代わる詳細情報が主務省令(※Ⅰ)で規定されることとなり(これは、主に法第19条第8号の改正ですが)、「特定個人番号利用事務」「利用特定個人情報」等の新たな用語の定義が法に追加されることとなりましたので、本市の条例においても、これらの用語を引用した改正を行うものです。

施行時期ですが、改正法の公布日である「令和5年6月9日」から起算して1年3カ月を超えない範囲内において政令(※Ⅱ)で定める日までに、条例を改正する必要があることから、その旨を附則で定めております。

なお、本件条例改正は、デジタル庁からの通知により行うもので、滋賀県をはじめ全国的に同様の改正がされるものであります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

※Ⅰ 一般的に、「主務省令」とは、法律を所管する省（または内閣府など）が定める省令（または内閣府令など）のこと。「主務省令」という形で省名を特定せずに法の中で記載される理由は、省の所管を超える内容（複数の省をまたぐ場合）が想定されるためであると思われる。

※Ⅱ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令

特定個人番号利用事務（迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるもの）